

長野県小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県小学生バレーボール連盟規約第19条により、長野県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）への団体登録及び個人登録について定める。

(チームの加盟)

第2条 チームの加盟登録は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）及び日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）が定める登録規程による。

- 2 本連盟に加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度（以下「MRS」という。）にチーム登録を済ませ、所定の様式にて登録費と併せて申請するものとする。
- 3 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 4 申請は随時行うことができる。

(チームへの加入)

第3条 チーム代表者はJVAに個人登録された選手（以下「JVAメンバー」という。）および指導者がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

- 2 チーム代表者は、JVAメンバーにMRSのIDを必ず通知しなければならない。

(チーム代表者が代行登録した場合)

(登録構成員)

第4条 チームの登録構成員は、次のとおりとする。

- 2 選手の資格は次の各号のとおりとする。

- (1) 長野県内の国・公・私立小学校及び各種学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12歳未満の者。
- (2) JVAに個人登録を済ませた者であること。
- (3) 登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。
- (4) 居住する都道府県以外で、MRS登録をする場合は、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方（二都道府県）の理事長に届出・報告を行うこと。

3 指導者は、JVAに個人登録を済ませ、宣誓書に署名を行い本連盟へ申請し受理された者であること。

(登録の効力)

第5条 JVAの定める登録規程に基づき手続きを行い、本連盟へ申請し受理された日からその効力を発生するものとする。

(効力の失効)

第6条 登録団体(チーム代表者)は、登録構成員が退団したときは、速やかに本連盟へ連絡しなければならない。

2 登録抹消の手続きは本連盟が行い、完了した日から効力を失う。

(移籍)

第7条 移籍とは、次の各号の行為をいう。

(1) 登録構成員が所属するチームを退団し、別のチームに登録すること。

(2) チームが解散し、そのチームに所属していた登録構成員が別のチームに登録すること。

(3) チームが解散し、そのチームに所属していた登録構成員が新たに登録したチームに登録すること。

2 本連盟に加盟するチーム間における選手の移籍に関する手続きは次のとおりとする。

(1) 移籍を希望する選手は、移籍前チームと移籍先チーム(以下「両チーム」という。)のチーム代表者へ申し出るとともに選手移籍届(以下「移籍届」という。)を提出する。

(2) 選手から移籍届を提出された両チームの代表者は迅速に移籍届を確認し、支部登録事務担当者を通じて本連盟に届け出ること。

(3) 両チームの代表者は移籍について所属する支部の支部長に報告すること。

3 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録できない。

4 他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと。

(競技会への参加)

第8条 日小連または本連盟の主催または主管する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。

- 2 本連盟が主催または主管する競技会において、他のチームから移籍した者は、チームの登録構成員として承認されても、同一大会期間中（予選から県大会）は出場することはできない。
- 3 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においても、登録選手数が定数に満たない場合、競技会へ参加することができる。
- 4 競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。

（罰則）

第9条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規程に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

（その他）

第10条 本規程に規定がないものについては、JVAおよび日小連の定める登録規程による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この規定は、令和6年4月1日から施行する。